

安城市水道事業の設置等に関する条例及び安城市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年９月１８日

安城市長 三星元人

安城市条例第３３号

安城市水道事業の設置等に関する条例及び安城市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「第２４３条の２の８第８項」を「第２４３条の２の９第８項」に改める。

- （１）安城市水道事業の設置等に関する条例（昭和４２年条例第６号）第５条
- （２）安城市下水道事業の設置等に関する条例（平成３０年安城市条例第５８号）第５条

附 則

この条例は、令和８年９月２４日から施行する。